



歩行者利便増進道路

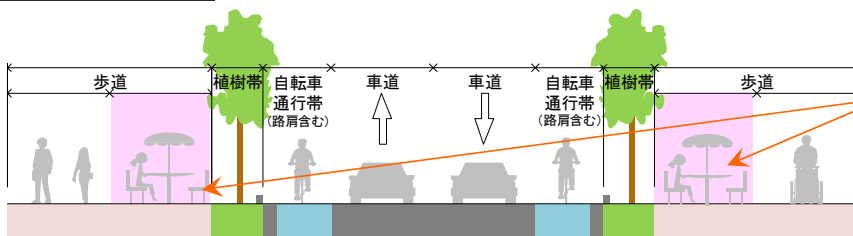
ほこみち

～歩きたくなるみち、居たくなるみちへ～

ほこみちとは

賑わいのある道路の構築のための道路の指定制度です。

制度のPoint

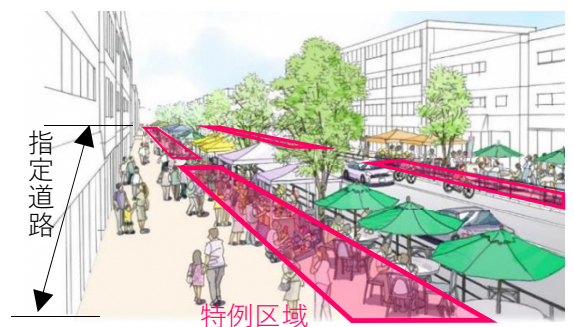


Point①

歩道等の中に“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることが可能

Point②

特例区域では道路空間の活用を柔軟に許可



(出典：国土交通省資料)

福岡市におけるほこみち制度の運用

福岡市における「ほこみち制度」の概要

事業者 (占有主体)

沿道住民との協議等により理解が得られている団体
(地域まちづくり協議会や商店街組合等を想定)

道路の活用 (占有物件)

<常時>

オープンカフェセット(テーブル・椅子)等の設置が可能となります。

<イベント時>

キッチンカーや露店などの調理が伴う施設や、販売施設の設置が可能となります。

※占有料は、国通知に基づき、条例に定めた金額の90%減免し徴収。

地域への 貢献活動

道路空間(公共空間)の活用による賑わいづくりを行うとともに、道路維持管理へのご協力をお願いします。

<地域への貢献活動事例>

- ・定期的な清掃や周辺のパトロール
- ・オープンカフェ等の休憩空間を店舗利用者に限定せず、誰もが利用できるよう、一般開放席を設ける

福岡市における「ほこみち制度」の活用イメージ

常時

オープンカフェによる
休憩空間



<活用イメージ>

事業者が主体となり
道路空間を利活用

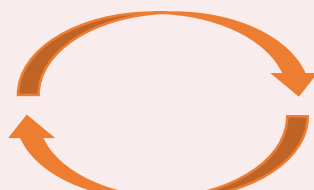
イベント時

露店などによる
賑わい空間



<活用イメージ>

継続的な賑わい空間創出



沿道民地と一体となった
通りの魅力向上

福岡市相談・受付窓口

窓 口：福岡市 道路下水道局 計画部 道路利活用推進課 道路利活用推進係

電話番号：092-711-4519

メール：dororikatsuyo.RSB@city.fukuoka.lg.jp

詳細はお気軽にご相談ください。